

豊中市業務委託契約総合評価一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市が発注する業務委託において総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務委託)

第2条 総合評価一般競争入札を実施する業務委託（以下「対象業務」という。）は、労務提供型業務のうち、技術的な工夫の余地が小さい業務委託において、入札参加者の施工能力及び信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる長期継続契約であり、次のとおりとする。

(1) 総合評価一般競争入札（標準型）

契約予定金額が年額3,000万円以上の庁舎その他の施設（市立小中学校を除く。）（以下「庁舎等」という。）の警備（機械警備を除く。）、清掃等の施設管理業務委託（以下「清掃警備業務委託」という。）を含んだ総合管理業務委託

(2) 総合評価一般競争入札（簡易型）

ア 契約予定金額が年額1,000万円以上の庁舎等の清掃警備業務委託

イ 契約予定金額が年額1,000万円以上3,000万円未満の庁舎等の清掃警備業務委託を含んだ総合管理業務委託

(3) 前号を除き、総合評価一般競争入札により落札者を決定した方が本市にとって有利であると認められる業務委託

2 前項の規定により総合評価一般競争入札による入札を適用する業務委託は、総務部契約検査課が庶務となる豊中市総合評価一般競争入札評価委員会（以下「入札評価委員会」という。）の審議を経て落札者決定基準の決定等を行うものとする。

(入札公告)

第3条 契約担当者は総合評価一般競争入札により入札を実施しようとするときは、あらかじめ次の事項について公告する。

(1) 総合評価一般競争入札の適用の旨

(2) 落札者決定基準

ア 評価項目

イ 評価基準

ウ 配点

(3) 落札者の決定方法

(4) 提出を求める入札書等及び提出方法

(5) その他（入札書等の様式等）

（学識経験者の意見の聴取）

第4条 総合評価一般競争入札で調達を行うときは、次の各号に掲げる場合において、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき

(2) 落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかについて確認するとき

(3) 前号で必要があるとの意見があった場合には、落札者を決定しようとするとき

（落札者決定基準）

第5条 落札者決定基準には、評価内容、提出書類、加点方法及び評価時確認方法を定めるものとし、入札評価委員会の審議を経て定めなければならない。

（落札者の決定方法等）

第6条 入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、本市が提示する研修体制や業務実績などの企業の技術力（技術的評価）や本市政策への協力度等（公共性＜施策反映＞評価）についての評価項目に関する提案書を求め、予め設定した評価基準に基づき採点し、その技術的評価点及び公共性評価点の合計と、入札価格を点数化した価格評価点の合計点から処分歴等の減点評価点を差し引いた点数が最も高い企業を落札候補者とする。

評価点の算定は次のとおりとする。

評価点 = 価格評価点 + 技術的評価点 + 公共性評価点 - 減点評価点

(1) 評価点の満点は案件毎に定める。

(2) 「価格評価点」と「技術的評価点と公共性評価点の合計」の比率は、5:5とする。

(3) 価格評価点は、低入札基準価格は満点とする。

(4) 価格評価点は、次のとおり算定する。

ア 低入札基準価格を超える金額で入札を行った者

価格評価点 = 価格評価点に配分された最高点 × 補正率

補正率 = (低入札基準価格 / 入札価格)

イ 低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者

価格評価点 = 価格評価点に配分された最高点 × 補正率 - 15

補正率 = (入札価格 / 低入札基準価格)

ただし、補正率は小数点第3位未満切り捨てとし、価格評価点は小数点以下切り捨てとする。

(5) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札であったものを評価の対象とする。

- (6) 入札価格は消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。
 - (7) 評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- 2 落札候補者が決定したときは、速やかに入札結果を公表するものとする。なお、公表は入札参加者ごとに、評価項目及び評価点配分の総点及び個別点とする。

(秘密の保持)

第 7 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から実施する。